

○岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成27年12月21日

市条例第76号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条に規定するスポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法について定めるものとする。

(報酬額)

第2条 推進委員の報酬額は、年額36,400円とする。

(費用弁償)

第3条 推進委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額については特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）別表第3の規定を準用し、航空賃については旅客運賃による。

(支給方法)

第4条 報酬は、3月末日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、支給日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に繰り上げて支給することができるものとし、年度の中途において退職、失職又は死亡したときは、その都度支給することができる。

3 報酬は、推進委員から申出があった場合には、口座振込の方法により支払うことができる。

4 推進委員が年度の中途において就任又は退職、失職若しくは死亡したときの報酬額は、月割計算による。

5 推進委員がその年度を通じて勤務日数が1日もないときは、当年度の報酬は支給しな

い。

6 旅費の支給方法については、岡山市職員等の旅費に関する条例（昭和36年市条例第9号。市内旅費の規定を除く。）の例による。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の日前に、改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて推進委員に対して支給された報酬は、その支給する権限を遡って市長に付与するとともに、この条例の規定に基づいて支給された報酬とみなす。
- 3 前項の場合において、改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて推進委員に対して支給された報酬額が、この条例の規定に基づいて算出した報酬額と異なる場合においても、調整しないものとする。

○岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

平成27年12月21日

市規則第224号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成27年市条例第76号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(死亡したスポーツ推進委員の報酬等を受ける者)

第2条 スポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）が死亡した場合におけるその推進委員の報酬及び費用弁償は、岡山市職員の給与に関する条例施行規則（昭和27年市規則第20号）第6条の規定の例により支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。